構造計算適合性判定業務規程

一般社団法人大分県建築構造技術センター

改正履歴

あ　判定手数料の改正　別表１ほか　施行日　令和7年4月15日

構造計算適合性判定業務規程

第１章　総　則

第１条（趣旨）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２条（用語の定義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第３条（基本方針）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第４条（判定の業務を行う時間及び休日）・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第５条（事務所の所在地）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第６条（判定の業務の範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　判定の業務の実施方法

第７条（判定の業務実施の基本方針）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第８条（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）・・・・・・・・・・・・・・５

第９条（判定の業務の処理時間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１０条（判定の申請又は通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１１条（判定の受付け及び契約）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１２条（判定の実施方法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第１３条（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）・・・・８

第１４条（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）・・・・・・・９

第１５条（専門的な識見を有する者への意見聴取）・・・・・・・・・・・・９

第１６条（適合判定通知書・適合しない旨の通知書の交付）・・・・・・・１０

第１７条（判定期間の延長）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第１８条（判定の申請又は通知の取り下げ）・・・・・・・・・・・・・・・１０

第１９条（判定を受けた計画の変更の申請又は通知）・・・・・・・・・・・１０

第３章　判定手数料等

第２０条（判定手数料の収納）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２１条（判定手数料の返還）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第４章　判定の業務の実施体制

第２２条（判定の業務の実施体制）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２３条（判定員の選任）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２４条（判定員の解任）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第２５条（判定員の従事制限）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第２６条（専門家委員の選任）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第２７条（専門家委員の解任）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第２８条（秘密保持義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第５章　判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置
第２９条（実施体制の見直し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３０条（内部監査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３１条（苦情等の事務処理）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第３２条（不適格案件の管理）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第３３条（再発防止措置）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第３４条（定期報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第３５条（帳簿及び書類の保存期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第３６条（帳簿及び判定申請図書等の保存及び管理の方法）・・・・・・・・１５
第６章　雑　則
第３７条（経理的な基礎の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第３８条（電子情報処理組織に係る情報の保護）・・・・・・・・・・・・・・１６
第３９条（判定の業務の休廃止の許可の申請）・・・・・・・・・・・・・・・１６
第４０条（判定の業務の引継ぎ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第４１条（書類が円滑に引渡しされるための措置）・・・・・・・・・・・・・１６
第４２条（書類の備置き及び閲覧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第４３条（業務区域等の掲示）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

第１章　　総　則

（趣旨）

第１条　この構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）は、一般社団法人大分県建築構造技術センター（以下「当機関」という。）が、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第７７条の３５の５第１項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う、法第１８条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第１項及び法第１８条第５項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務の実施について、法第７７条の３５の１２の規定により必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この業務規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　建築確認認等 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第１号に規定する建築確認等をいう。あ

(2)　特定構造計算基準　法第２０条第１項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）

(3)　特定増改築構造計算基準　法第３条第２項（法第８６条の９第１項において準用する場合を含む。）の規定により法第２０条の規定の適用を受けない建築物について法第８６条の７第１項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）

(4)　建築主等　建築主及びその代理者あ

(5) 代表者 代表権を有する役員をいう。あ

(6)　親会社等　法第７７条の１９第十号に規定する親会社等をいう。

(7)　特定支配関係　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）第１３６条の２の１４に規定する特定支配関係をいう。

(8)　グループ会社等　一の者が特定支配関係（令第１３６条の２の１４第１項第二号及び第三号の規定による関係を除く。）を有する会社の全て及び当該一の者をいう。

(9)　役員　令第１３６条の２の１４第１項第二号に規定する役員をいう。

(10)　判定員　法第７７条の３５の９に規定する構造計算適合性判定員をいう。

(11)　親族　配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。

(12)　制限業種　次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地（以下「建築物等」という。）に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。）をいう。あ

(a) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）

(b) 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）

(c) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

(13) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第３条第６号に規定する署名等をいう。あ

(14) 電磁的記録 デジタル行政推進法第３条第７号に規定する電磁的記録をいう。あ

(15) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年３月20日国土交通省令第25号。以下「主務省令」という。）第２条第２項第１号に規定する電子署名をいう。あ

(16) 電子証明書 主務省令第２条第２項第２号に規定する電子証明書をいう。あ

(17) 電子情報処理組織 法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。あ

(18) 申請等 デジタル行政推進法第３条第８号に規定する申請等をいう。あ

(19) 処分通知等 デジタル行政推進法第３条第９号に規定する処分通知等をいう。あ

(20) 電子申請 デジタル行政推進法第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。あ

(21) 電子交付 デジタル行政推進法第７条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。あ

（基本方針）

第３条　判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに法第７７条の３５の８に規定する委任都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）が定める基準によるほか、この業務規程により、公正かつ適確に実施するものとする。あ

（判定の業務を行う時間及び休日）

第４条　判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前９時から午前１２時まで及び午後１時から午後５時００分までとする。

２　判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　８月１３日から８月１５日までの日。ただし、その期間に第１号に規定する休日が含まれる場合は、８月１２日から８月１６日までの間で、その休日を除く３日間とする。

(4)　１２月２９日から翌年の１月３日まで

３　判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前２項の規定によらないことができる。

(1)　第１２条第４項の説明を受ける場合その他判定に係る審査（以下「審査」という。）を行う場合あ

(2)　緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

（事務所の所在地等）

第５条　事務所の所在地は、大分県大分市城崎町１丁目３番３１号とする。

２　判定の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）は、大分県の全域とする。

（判定の業務の範囲）

第６条　当機関は、別記１に定める建築物（以下「判定対象建築物」という。）のうち、県から委任された業務範囲に係る判定の業務を行うものとする。

２　当機関は、法第７７条の３５の４第六号の規定により、当機関又はその親会社が指定確認検査機関である場合には、当機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定は行わないものとする。あ

３　当機関は、次の(1)から(4)までに掲げる者が建築主である建築物、(3)から(7)に掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。

(1)　当機関の代表者又は判定の業務の担当役員

(2)　(1)に掲げる者が所属する企業、団体等（過去２年間に所属していた企業、団体等を含む。）あ

(3)　(1)に掲げる者の親族

(4)　(3)に掲げる者が役員である企業、団体等（過去２年間に役員であった企業、団体等を含む。）あ

(5)　(1)又は(3)に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6)　当機関の親会社等あ

(7)　当機関または当機関の親会社等が特定支配関係（令第136条の２の14第１項第３号に該当する関係を除く。）を有する者あ

４　当機関は、法第７７条の３５の４第６号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知について、判定を行わないものとする。

(1)　当機関の代表者又は判定の業務の担当役員が所属する指定確認検査機関（過去２年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）あ

(2)　当機関の代表者又は判定の業務の担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去２年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）あ

(3)　当機関の代表者若しくは判定の業務の担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関

(4)　指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去２年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）が当機関に所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関あ

(5)　指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去２年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）の親族が当機関の役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関あ

(6)　指定確認検査機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が当機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定確認検査機関

(7)　当機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関

(8)　当機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関

(9)　当機関が特定支配関係を有する指定確認検査機関

(10)　当機関の親会社等が特定支配関係（令第１３６条の２の１４第１項第三号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関

５　別記１に定める判定の業務の範囲については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

第２章　判定の業務の実施方法

（判定の業務実施の基本方針）

第７条　代表者は、毎年度、判定の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための措置、これらを社内で共有する方法等について方針として職員に周知する。

２　代表者は、判定の業務の業務区域及び業務量の見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、職員に周知し、実施させる。

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第８条　判定の業務の担当役員は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）及び特定行政庁からの指示・連絡等に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

（判定の業務の処理期間）

第９条　当機関は、申請建物の規模や用途に応じた標準的な判定の業務の処理期間を定め、申請者に提示する。

（判定の申請又は通知）

第１０条　判定を申請（通知を含む。以下同じ）しようとする建築主等は、当機関に対し、建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号。以下「施行規則」という。）第３条の７（施行規則第８条の２において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書の正本１通及び副本１通並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「判定申請図書等」という。）を提出するものとする。

（判定の受付け及び契約）

第１１条　当機関は、前条の規定による判定申請図書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を

確認し、これを受付ける。

(1)　判定の申請に係る建築物が、第６条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。

(2)　前条第１項に掲げる判定申請図書等が提出されていること。

(3)　判定申請図書等の内容が、法第１８条の３第１項に規定する確認審査等に関する指針（以下「指針告示」という。）第２第２項各号によるものであること。

(4)　申請に係る判定申請図書等の内容に明らかな瑕疵がないこと。

2　前項の規定を満たさない場合は、補正を求め、補正の余地のないときは受付けできない理由を説明し、判定の申請を受付けない。

3　当機関は、第１項の規定による受付けをした場合においては、建築主等に「判定申請受付書（別記第１号様式）」を交付するものとする。なお、構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第十八号の二様式）又は計画通知書（第四十二号の十二の二様式）第一面に受付印を押印し、その写しを持って構造計算適合性判定申請受付書に代えることができるものとする。この場合において、建築主等と当機関は別に定める「大分県建築構造技術センター構造計算適合性判定業務約款（以下「業務約款」という。）」に基づき契約を締結したものとする。

4　建築主等が、正当な理由なく、引受承諾書等に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、当機関は第１項の受付けを取り消すことができる。

5　当機関は、前４項の規定に関わらず、判定の業務の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に判定を実施することが困難な場合には、判定の業務を引き受けない。

6　第３項の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　建築主等は、当機関の請求があるときは、当機関の判定の業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定。

(2)　建築主等は、申請に係る計画に関し当機関がなした特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定。

(3)　判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 判定手数料の額の決定に関すること。

(b) 判定手数料の支払期日に関すること。

(4)　判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 適合判定通知書又は適合しない旨の通知書（第１６条第１項の通知書をいう。以下この項において「適合判定通知書等」という。）を交付する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。

(b) 当機関は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに適合判定通知書等を交付することができない場合は、建築主等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。

(5)　契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建築主等は、適合判定通知書等が交付されるまでの間に、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、当機関は、既に支払われた判定手数料を返還

せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

(b) 建築主等は、当機関がその責に帰すべき事由により業務期日までに適合判定通知書等の交付をしないときその他の当機関の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建築主等は、適合判定通知書等の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、当機関に対して、追完及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、当機関の責に帰すべき事由に基づくものであることを当機関が証明したときは、この限りでないこと。

(b) (a)の請求の期限に関すること。

（判定の実施方法）

第１２条　当機関は、前条第１項の規定による受付けをしたときは、速やかに、判定員に判定を実施させることとする。

２　判定員は、原則として２人以上で判定に係る審査（以下「審査」という。）を行うこととする。ただし、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ２０m以下の建築物）については１人の判定員により審査することができる。

３　判定員は、指針告示第２に定める判定に関する指針及び当機関の判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。

４　当機関は、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。

５　当機関は、審査において、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、指針告示第２第４項第五号の規定に基づき、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（施行規則別記第１８号の１１様式又は第４２号の１２の１１様式）」により、通知することとする。

６　前項の場合において、第１１条第１項に規定する判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされたときは、指針告示第２第４項第五号の規定に基づき、これらの図書及び書類を判定申請図書等の一部として審査することとする。

７　前２項の場合において、第５項の通知書を建築主等に交付した日の翌日から前項の補正された判定申請図書等又は追加説明書を当機関が受付けた日までの日数は、第１６条第１項の期間及び第１７条第１項の延長する期間に含めないものとする。

８　当機関は、施行規則第３条の１０の規定により読み替えて適用される施行規則第３条の８及び指針告示第２第３項第三号の規定に基づき、確認検査において留意すべき事項がある場合には、当該事項の内

容を建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に通知する。確認が未申請の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第６項により適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を建築主等に対して交付する。一方、建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第１６条により適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を建築主等に対して交付した上で、申請者から申請をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項の内容を建築主事等又は指定確認検査機関に通知する。あ

また、建築主事等又は指定確認検査機関から、施行規則第１条の４及び指針告示第１第４項第三号ロ（１）の規定に基づき、適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、当機関は、指針告示第２第３項第三号の規定に基づき、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等又は指定確認検査機関に通知することとする。あ

９　判定の業務に従事する職員で判定員以外の者（以下「判定補助員」という。）は、判定員の指示に従い、判定の申請の受付けその他判定の業務に係る補助的な業務を行う。

１０　当機関は、指針告示第２第４項第六号の規定により、判定を行っている期間中に、建築主等から判定の申請に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る判定申請図書等の差替え又は訂正は認めないものとする。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

第１３条　法第２０条第１項第二号イの規定に基づき、令第８１条第２項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。

（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）

第１４条　法第２０条第１項第二号イ又は第三号イの規定に基づき、令第８１条第２項又は第３項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、磁気ディスク等の提出があったときは、指針告示別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

(1)　判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること。

(2)　判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものを用いて、磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。

(3)　提出を受けた構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

２　前項(2)において、当機関が行う構造計算は、当機関が保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。また、同一の大臣認定プログラムが当機関に無い場合は委託等により、適合することを確かめることができる。

（専門的な識見を有する者への意見聴取）

第１５条　当機関は、法第１８条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第３項又は法第18条第７項の規定により、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「専門家委員」という。）の意見を聴くものとする。あ

(1)　一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合。

(2)　極めて高度な知識が要求される場合。

(3)　その他当機関が判定を行うにあたって必要があると認める場合。

２　当機関は、専門家委員から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続きは、第１２条第５項に定めるところによる。

３　専門家委員は、前項の判定員及び建築主等の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として２名以上の専門家委員の合議に基づくものとする。

４　当機関は、専門家委員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を法に基づく指定建築基準適合性判定資格者検定機関等に関する省令（平成１１年建設省令第１３号。以下「機関省令」という。）第３１条の１１第１項に規定する判定のための審査の結果を記載した図書として記録するものとする。

（適合判定通知書・適合しない旨の通知書の交付）

第１６条　当機関は、法第１８条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第４項又は法第１８条第８項の規定により、当該判定の申請を受付けた日から１４日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定通知書（施行規則別記第１８号の８様式又は第４２号の１２の８様式）」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書（施行規則別記第１８号の９様式又は第４２号の１２の９様式）」を建築主等に交付するものとする。この場合において、判定の申請を受付けた日とは第１１条第１項の規定により当機関が受け付ける判定申請図書等（第１１条第２項の規定により当機関が建築主等にその補正を求めた場合は、当補正後のもの）が当機関に到達しその内容を確認した日とする。あ

２　第１項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。

３　当機関は、適合判定通知書を交付した後に、指針告示第２第４項第七号に基づき、建築主事等又は指定確認検査機関から判定の結果等について照会があった場合は、当該建築主事等又は指定確認検査機関に対して、当該照会に係る回答その他必要な措置を講じるものとする。あ

（判定期間の延長）

第１７条　当機関は、法第１８条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第５項又は法第１８条第９項の規定に基づき、法第２０条第１項第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他施行規則第３条の９第２項又は施行規則第８条の２第２項で定める場合に限り、前条第１項の期間内に建築主等に同項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、３５日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。あ

２　前項の規定により前条第１項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した「期間を延長する旨の通知書（施行規則別記第１８号の１０様式又は第４２号の１２の１０様式）」を前条第１項の期間内に建築主等に交付するものとする。

（判定の申請の取り下げ）

第１８条　建築主等は、第１６条第１項の通知書の交付前に、判定の申請を取り下げる場合には、その旨を記載した「判定申請（計画通知）取下げ届（別記第３号様式）」を当機関に提出するものとする。

２　前項の場合において、当機関は、判定の業務を中止し、判定申請図書等を建築主等に返却するものとする。

（判定を受けた計画の変更の申請）

第１９条　建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、当機関に当該計画変更の判定の申請がなされた場合の判定の業務の実施方法は、第１０条から前条までの規定を準用する。申請にあたり建築主等は、「計画変更構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第１８号の３様式）」又は「計画変更通知書（施行規則別記第４２号の１２の３様式）」を当機関に提出する。

第３章　判定手数料等

（判定手数料の額及び収納）

第２０条　判定手数料は、一の建築物ごとに別表１に定める額とする。ただし、令第３６条の４に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。）は、それぞれ別の建築物とみなす。

２　建築主は、判定手数料を銀行振り込みにより納入すること。

ただし、銀行振り込みによることができない正当な事由がある場合は、別の収納方法によることができるものとする。

３　前項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。

４　建築主等は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

５　判定手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、遅くとも増

額又は減額を行う１月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法にて事前に公表を行う。ただし、災害対応のために減額を行う場合には、その公表について、減額を行う１月前より遅く行うことができる。あ

（判定手数料の返還）

第２１条　当機関が収納した判定手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第４章　判定の業務の実施体制

（判定の業務の実施体制）

第２２条　判定の業務は、他の業務と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

２　判定の業務の実施に係る最高責任者は代表者とし、判定の業務の担当役員が判定の業務に係る管理の責任と権限を持つ。

３　判定の業務に従事する職員を、法人の職員の判定員を含め、事務所に２人以上配置する。

４　当機関の役員及び判定の業務に従事する職員（判定員、専門家委員を含む。）は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

５　判定の業務の担当役員は、判定の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

（判定員の選任）

第２３条　当機関は、判定の業務を実施させるため、法第７７条の３５の９第２項の規定により、法第７７条の６６第１項の登録を受けた者のうちから、判定の業務の適確な実施のために必要な人数として２人以上の判定員を選任するものとする。

２　当機関は、前項の規定により判定員を選任したときは、「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書(機関省令別記第１０号の４様式)」を委任都道府県知事に提出するものとする。

３　第１項の判定員の数は、前年度の判定の実績に応じ、機関省令第３１条の３の２の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

４　前３項の規定にかかわらず、当機関は、判定の申請の件数が一時的に増加すること等の事情により、判定の業務を適確に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。

５　当機関は、前項の規定に基づく措置を行った場合には、その見込まれる業務量を適正に処理できるよう、判定の業務に従事する職員の数を見直す。あ

（判定員の解任）

第２４条　当機関は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その判定員を解任するものとする。

(1)　法第７７条の３５の９第４項の規定による委任都道府県知事の解任命令があったとき。

(2)　前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(3)　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(4)　その他解任の必要があると認められるとき。

２　当機関は、前項の規定により判定員を解任したときは、前条第３項の「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書」を委任都道府県知事に提出するものとする。

（判定員の従事制限）

第２５条　判定員は、次の(1)から(4)までに掲げる者が建築主である建築物、(1)から(5)までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。

(1)　当該判定員

(2)　(1)に掲げる者が所属する企業、団体等（過去２年間に役員であった企業、団体等を含む。）あ

(3)　当該判定員の親族

(4)　(3)に掲げる者が役員である企業、団体等（過去２年間に役員であった企業、団体等を含む。）あ

(5)　(1)又は(3)に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

（専門家委員の選任）

第２６条　当機関は、第１５条第１項の規定により意見を聴くため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、専門家委員を選任するものとする。

(1)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

(2)　建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

(3)　法第７７条の４２第１項の認定員若しくは法第７７条の５６第２項において準用する法第７７条の４２第１項の評価員であり、又はあった者

(4)　地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、理事長が建築物の構造に関して特に優れた専門的知識及び技術を有する者として認める者

２　専門家委員は、当機関の職員から選任するほか、当機関の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

（専門家委員の解任）

第２７条　当機関は、専門家委員が次のいずれかに該当する場合においては、その専門家委員を解任するものとする。

(1)　職務上の業務違反その他専門家委員としてふさわしくない行為があったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(3)　その他解任の必要があると認められるとき。

（秘密保持義務）

第２８条　当機関の役員及びその職員（判定員、専門家委員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。

第５章　判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

（実施体制の見直し）

第２９条　代表者は、当機関の判定業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年１回、次事業年度の開始前までに、定期的に判定業務管理体制の見直しを行う。また、当機関及び当機関の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、判定業務管理体制の見直しを行う。

２　判定の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、判定業務管理体制を継続的に改善する。

（内部監査）

第３０条　代表者は、判定の業務の担当役員以外の職員及び専門家委員から監査員を任命し、適正な判定業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年１回、監査員に内部監査を実施させる。

２　内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

(1)　法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況

(2)　この業務規程への適合状況あ

(3)　第７条に規定する判定の業務実施の基本方針への適合状況

(4)　判定業務管理体制の状況

(5)　この業務規程の内容の見直しの必要性あ

３　判定の業務の担当役員は、発見された不具合及びその原因を排除するために措置を講じる。監査員はとられた措置の検証及び検証結果について代表者に報告するものとする。あ

４　内部監査の結果、監査員より改善の指摘を受けたときは、次の各号に掲げる措置のうち当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。

(1)　この業務規程の見直しあ

(2)　第２４条第１項の解任

(3)　第２３条第５項の措置

(4)　その他判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するために職員、設備、判定の業務の実施の方法その他の事項に関して必要な措置

５　当機関は、前項の措置を講じた場合、速やかに委任都道府県知事へ報告するものとする。

（苦情等の事務処理）

第３１条　当機関は、判定の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

２　当機関は、法第９４条第１項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

３　前２項の苦情、審査請求及びこれらに対して当機関がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

（不適格案件の管理）

第３２条　当機関は、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを判定できない案件について、誤って適合判定通知書を交付したものをいう。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

２　当機関は、適合判定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等、知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

３　判定の業務の担当役員は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して記録する。

（再発防止措置）

第３３条　判定の業務の担当役員は、不適格案件の発生その他により判定業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は、発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

２　判定の業務の担当役員は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。

(1)　不適格案件の内容確認

(2)　不適格案件発生の原因の特定

(3)　不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価

(4)　必要な措置の決定及び実施

(5)　実施した処置の結果の記録

(6)　是正処置において実施した活動の評価

（定期報告）

第３４条　当機関は、法第７７条の３５の１７第１項の規定に基づき、委任都道府県知事が判定の業務に関する報告を求め、又はその職員の立ち入りによる検査を行う場合は、これに応じなければならない。

（帳簿及び書類の保存期間）

第３５条　帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び書類の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定めるとおりとする。

(1)　法第７７条の３５の１４第１項に規定する帳簿機関省令第３１条の１４の規定による引継ぎを完了するまで

(2)　第１０条第１項の判定申請図書等、第１１条第３項の引受承諾書等の写し（構造計算適合性判定申請書又は計画通知書第一面に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。）、第１２条第５項の適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の写し、同条第６項の建築主等から提出された補正後の判定申請図書等及び追加説明書、第１５条第４項の記録、第１６条第１項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の写し並びに第１７条第２項の期間を延長する旨の通知書の写し第１６条第１項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付を行った日から１５年間 あ

（帳簿及び判定申請図書等の保存及び管理の方法）

第３６条　前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は秘密の漏れることのない方法で行う。

２　前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び同条(2)に規定する図書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体の保存する方法によってすることができる。 あ

３　前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体のデータを原本として扱うものとする。 あ

４　役員及び職員は、機関省令第３１条の１１第１項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとする（郵送する場合を含む。）ときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

第６章　雑　則

（経理的な基礎の確保）

第３７条　当機関は、法第７７条の３５の４第三号に規定する評価額及び第７７条の３５の４第四号に規定する経理的な基礎を確保するために、所要の額以上の積立金を特定資産として設けるものとする。

２　当機関が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当機関が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するために、次のいずれにも該当する保険契約を締結した場合にあっては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額を、前項の経理的な基礎の要件のうち財産の評価額として必要な額に充当するものとする。

(1)　当機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合にお

ける当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

(2)　構造計算書その他当機関が判定の業務を実施するために必要な資料として当機関に判定を申請又は通知した者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第３８条　当機関は、電子情報処理組織による判定の申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（判定の業務の休廃止の許可の申請）

第３９条　当機関は、法第７７条の３５の１８第１項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、「指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書（機関省令別記第１０号の７様式）」を委任都道府県知事に提出するものとする。

（判定の業務の引継ぎ）

第４０条　当機関は、法第７７条の３５の２１第３項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1)　判定の業務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

(2)　第３６条(1)に規定する帳簿並びに同条(2)に規定する図書等を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

(3)　その他委任都道府県知事が必要と認める事項。

２　前項の規定の実施に要する費用は、当機関の負担とする。

（書類が円滑に引渡しされるための措置）

第４１条　当機関は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、機関省令第３１条の１２の規定に基づく申請の提出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

(1)　機関省令第３１条の１４第１項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。

(2)　(1)に規定する書類の一覧表を作成し、委任都道府県知事に提出すること。

(3)　(1)に規定する書類の件数及び存否状況並びに保存が完了したことを委任都道府県知事に報告する。なお、紛失があった場合は委任都道府県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主等からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。

２　前項に定めるもののほか、当機関は、機関省令第３１条の１４第１項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じるものとする。

（書類の備置き及び閲覧）

第４２条　当機関は、法第７７条の３５の１５及び機関省令第３１条の１１の２に規定する次の各号に掲

げる書類を事務所に備置き、判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧に供することとする。

(1)　当機関の判定に係る業務の実績を記載した書類

(2)　判定員の氏名及び略歴を記載した書類

(3)　判定の業務による損害賠償のための保険契約その他の措置を講じている場合の書類

(4)　定款及び登記事項証明書

(5)　財産目録、貸借対照表等財務諸表

(6)　役員及び構成員の氏名及び略歴

(7)　法人である場合は百分の五以上の出資（基金）をしている者等

（業務区域等の掲示）

第４３条　当機関は、法第７７条の３５の１３の規定に基づき、業務区域、指定の番号、指定有効期間、機関の名称、代表者氏名、主たる事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

（附則）

この業務規程は、平成２８年４月１日より施行する。

（附則）

あ　この業務規程の改正は、令和7年4月15日より施行する。

別記１判定対象建築物（第６条関係）

法第６条の３第１項及び法第１８条第４項の構造計算適合性判定を要する建築物。ただし、限界耐力計算あるいは限界耐力計算と同等以上であるとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算のうち委任都道府県知事が告示するものによって構造計算が行われた建築物、又は特殊な工法等の採用により当機関が判断することが出来ない建築物を除く。

別表１判定手数料（第２０条関係）あ

	(一)	(二)	(三)
	床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
	1,000㎡以内（1棟につき）	185,000円	273,000円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内（1棟につき）	229,000円	360,000円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内（1棟につき）	250,000円	404,000円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内（1棟につき）	円	円
	50,000㎡を超えるもの（1棟につき）	円	円

備　考

１）「床面積の合計」とは、判定を行う一の建築物について算出する。この場合において、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、本規程の運用についてはそれぞれ一の建築物とみなす。

２）「構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの」とは、大臣認定プログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物にかかるものであり、かつ、施行規則第１条の３第１項第１号ロ(2)ただし書きに規定する電磁的記録の提出があったものをいう。また、「構造計算が左記以外の方法によって行われたもの」とは、判定を要するもののうち、「構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの」以外のものをいう。あ